

「排出量及び取組の状況等に関する論点整理（案）」

に対する意見募集の結果について

平成19年5月25日

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課  
経済産業省 産業技術環境局 環境経済室

平成19年4月17日の中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会環境部会地球環境小委員会合同会合（第14回）において提示された「排出量及び取組の状況等に関する論点整理（案）」について意見の募集を行ったところ、以下のとおり意見を頂きました。

頂いたご意見につきましては、本会合の各委員に周知をしたうえで、本年度の京都議定書目標達成計画の見直しについての審議を進めるにあたり、参考にさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

1. 意見募集期間

平成19年4月19日～平成19年5月9日

2. ご意見の総数

916件

「排出量及び取組の状況等に関する論点整理(案)」に対するパブリックコメント募集結果

平成19年5月  
(計 916件)

該当箇所	意見の概要
1 1. 現状認識	まず危機的な温暖化の現状について確認したうえで、中長期的な削減目標を設定すべき。また、現在の大量生産・大量消費・大量廃棄の経済社会から、温暖化防止を優先した社会に転換すべき旨を記述すべき。
2 1. 現状認識	2020年までに地球の温室効果ガス30%削減を目標にすべき。
3 1. 現状認識	「2050年までに50%削減」(EU並み)、「2020年までに20%削減」(英国並み)といった長期・中期目標を設定すべき。
4 1. 現状認識	必ず「政策ロス」が生じることを考慮に入れば、計画は「-6%」ちょうどになるように仕上げるのではなく、目標の超過達成の水準を目指すべき。
5 1. 現状認識	京都議定書の水準の達成に加えて、さらに排出量を大幅に削減していく必要に迫られている。日本全体としての取組を加速度的に強化していくことが不可欠。
6 1. 現状認識	ポスト京都(次期)枠組み交渉における発言力を強化するためにも、京都議定書削減約束は確実に達成しなければならない。
7 1. 現状認識	京都議定書の削減約束を達成できない場合のデメリットを明示すべき。
8 1. 現状認識 (1) 我が国における温室効果ガス排出量の状況	各部門の排出量や増減については、間接排出量と併せて直接排出量でみた場合についても記載すべき。また、活動量あたりの排出量の増減を分析すべき。
9 1. 現状認識 (1) 我が国における温室効果ガス排出量の状況	CO2排出の現状は、電力配分後で発電所と工場など(エネルギー転換・産業部門・工業プロセス)は45.8%を占める。電気の排出を産業・オフィス・家庭に分けずにエネルギー転換でまとめれば(直接排出、条約の統計(インベントリ)での国際標準)、エネルギー転換・産業部門・工業プロセスは64.5%になる。それも石炭利用が増えていることなどによる。排出量の状況ではまずこの事実について確認する必要がある。
10 1. 現状認識 (1) 我が国における温室効果ガス排出量の状況	排出量の増減は、生産量や世帯数・輸送量などの「活動量」の増減に左右される。産業の生産量は鉱工業生産指数(製造業11P)で見ても1990年から横ばい(0.9%増)なのに対し、業務・家庭・運輸旅客は床面積(37.2%増)・世帯数(22.3%増)・旅客輸送量(8.7%増)とも大幅増となっている。これに触れずに、ただ「産業は減った、他は増えた」と書くのは適切でない。部門別の排出量の変化は、活動量の増減に対してどう変化したのかを分析し記すべき。
11 1. 現状認識 (1) 我が国における温室効果ガス排出量の状況	民生(業務・運輸)部門の排出量増加には、石炭火力発電の急増による電力のCO2排出原単位悪化要因が含まれることを明示すべき。
12 1. 現状認識 (1) 我が国における温室効果ガス排出量の状況	対策を講じた場合の2008年以降の排出量見通しを示すべき。
13 1. 現状認識 (2) 現行「京都議定書目標達成計画」の進捗状況	政府は、各部門の排出要因分析ととりうる対策の整理を丁寧に行った上で、全ての主体が公平に削減義務の負担を負うような制度設計をすべき。現状では、自主行動計画の取組も特定の業界のみが熱心に行っている。また、補助金の支給が行われている分野と規制が行われている分野の間で利益の再分配を行うべき。
14 1. 現状認識 (2) 現行「京都議定書目標達成計画」の進捗状況	現行目標達成計画中の対策について、二重の取り組みになっている分野・施策の統合及び連携、或いは責任所管の明確化を行った上で、改めて施策の優先順位を明確にしていくことが重要である。その中で、削減効率(費用対効果)が高く、社会的な波及効果等も十分期待できる施策を重点的に強化していくべき。
15 1. 現状認識 (3) マクロ情勢の変化	マクロ情勢の変化は、国内の経済成長率の問題だけでなく、京都議定書を巡る主要先進各国や途上国等の動向もある。実際、議定書の第一約束期間内では、米国や豪州の議定書の復帰は難しく、カナダにおいては新政権において目標達成断念といった状況もある。また、エネルギーの安全保障(安定供給)という観点では、中国やインド等のエネルギー資源獲得の攻勢、エネルギー資源外交を展開しているロシアの動向等による国際情勢や原油価格等の動きも視野に入れていく必要がある。京都メカニズムの活用効果を見込む際にも、外交戦略のシナリオの検討は必要である。
16 1. 現状認識 (3) マクロ情勢の変化	マクロの経済成長率等を分析するよりも、業種ごとの活動量の変化等について詳細な分析をする必要がある。
17 1. 現状認識 (3) マクロ情勢の変化	経済成長率だけでなく、世帯数の増加、床面積の増加の見通しについても加えるべきである。

	該当箇所	意見の概要
18	2. 今後の追加対策の論点	排出量が大幅に増加している運輸、民生(業務・家庭)部門の対策を強化することが重要。
19	2. 今後の追加対策の論点	産業部門だけ削減努力が進んでいるような記載になっているが、産業・エネルギー転換部門の排出量のシェアの大きさや、近年の排出量増加傾向が産業部門においても民生、運輸部門と変わらないことを考えると、産業部門についてもなお削減努力をする必要がある。
20	2. 今後の追加対策の論点	「国民運動＝家庭で取り組む対策」と誤認させる記述をすべきでない。国民運動とは、排出削減の重要性・緊急性を認識の上、すべてのセクターが目標を共有し、排出や対策の情報も共有して、連携して取り組むことである。産業部門の対策の重要性を後ろに隠したり、家庭部門での削減を個人の努力に矮小化させるものであってはならない。
21	2. 今後の追加対策の論点 (1) 自主行動計画フォローアップ合同会議とりまとめで示された対策	導入されるべき新しい施策は、「自主行動」ではなく、義務的な「協定」や総量で削減が担保されるものであるべきで、目標も「総量削減」であるべきで、原単位削減では不十分。
22	2. 今後の追加対策の論点 (1) 自主行動計画フォローアップ合同会議とりまとめで示された対策	・自主行動計画は、①目標未達の際の責任を負う主体がない、②経団連全体の目標と個別業種目標の整合性がないため、個別業種が目標を達成しても全体目標達成につながらないおそれ、③採用される目標の妥当性が評価されない、といった点があり、大幅な温室効果ガスの削減を長期にわたって達成していくための制度としては不適切。
23	2. 今後の追加対策の論点 (1) 自主行動計画フォローアップ合同会議とりまとめで示された対策	経団連自主行動計画について、実績や見通しの根拠となるデータ等が十分に開示されていないことを記すべきであり、情報開示が不可欠。
24	2. 今後の追加対策の論点 (1) 自主行動計画フォローアップ合同会議とりまとめで示された対策	少なからぬ業種でエネルギー効率が1990年よりも悪化、大半が省エネ法で求めるエネルギー効率改善の努力目標が未達成であるなど、対策が極めて不十分なことや、個別工場の効率分布や削減余地については何も明らかにならなかった。省エネ法目標を守れたのか、2010年の見込みとりわけ大口業種の総量見込みなどの、基本的な整理が必要。
25	2. 今後の追加対策の論点 (1) 自主行動計画フォローアップ合同会議とりまとめで示された対策	経団連自主行動計画と政府の目達計画との関係を明確かつ分かりやすく示すべき。
26	2. 今後の追加対策の論点 (1) 自主行動計画フォローアップ合同会議とりまとめで示された対策	自主行動計画を進めるにあたり、政府は、省エネ・温暖化対策の取組が利益につながるような仕組みづくり、及び国際競争力を削ぐようなものでない、省エネ技術を中心とした取組の支援をすべき。環境家計簿についても普及する仕組みづくりをすべき。
27	2. 今後の追加対策の論点 (1) 自主行動計画フォローアップ合同会議とりまとめで示された対策	目達計画産業部門未達のさまざまなケース(目達計画産業部門も経団連自主行動計画も両方未達の場合、自主行動計画は達成されたが産業部門は未達のケース、その逆のケースなど)に対するコンテンジェンシー・プランを作成し、経団連と協定化すべき。
28	2. 今後の追加対策の論点 (1) 自主行動計画フォローアップ合同会議とりまとめで示された対策 ① 自主行動計画の深掘り・対象範囲拡大等 未策定業種に対する自主行動計画策定の働きかけ促進	自主行動計画の未策定業種への働きかけが不十分。
29	2. 今後の追加対策の論点 (1) 自主行動計画フォローアップ合同会議とりまとめで示された対策 ① 自主行動計画の深掘り・対象範囲拡大等 未策定業種に対する自主行動計画策定の働きかけ促進	個別の工場ごとの効率や削減余地について抜本的に点検する必要がある。
30	2. 今後の追加対策の論点 (1) 自主行動計画フォローアップ合同会議とりまとめで示された対策 ① 自主行動計画の深掘り・対象範囲拡大等 目標引き上げの促進	セメント業界においては、まだ30～40%の削減余地があるとされており、自主行動計画目標を大幅に引き上げるべき。また、2006年度の自主行動計画フォローアップの過程で8業種が目標を引き上げたが、うち7業種は現状の水準より緩い目標を設定した。既に目標を引き上げた業種についても引き続き目標引き上げの対象とすべき。
31	2. 今後の追加対策の論点 (1) 自主行動計画フォローアップ合同会議とりまとめで示された対策 ① 自主行動計画の深掘り・対象範囲拡大等 目標引き上げの促進	自主行動計画の目標引き上げ促進にあたっては、各産業界の自主性を尊重するとともに、業種間で不公平とならないよう考慮すべき。

該当箇所	意見の概要
<p>32 2. 今後の追加対策の論点  (1) 自主行動計画フォローアップ合同会議とりまとめで示された対策  ① 自主行動計画の深掘り・対象範囲拡大等目標引き上げの促進</p>	<p>自主行動計画の対象となっている発電所・大工場などからのCO2排出量は、日本全体の3分の2を占める(直接排出)。この強化なくして日本の排出削減が進まない。横並びではなく、業界ごとにエネルギー効率をトップランナーに合わせるよう改善していくべき。</p>
<p>33 2. 今後の追加対策の論点  (1) 自主行動計画フォローアップ合同会議とりまとめで示された対策  ② その他の課題  目標未達成業種の目標達成の蓋然性の向上</p>	<p>自主行動計画の取組実績と省エネ法目標との関係や、2010年の排出量見通しの総量について整理すべき。例えば、排出量の大きい電力、鉄鋼業界では、目標達成が絶望的である。</p>
<p>34 2. 今後の追加対策の論点  (1) 自主行動計画フォローアップ合同会議とりまとめで示された対策  ② その他の課題  目標未達成業種の目標達成の蓋然性の向上</p>	<p>京都メカニズムの活用にあたっては、潜在的なデリバリーリスクがあることを考慮すると、定量的・具体的提示が必ずしも目標達成の蓋然性向上には繋がらないのではないか。むしろ提示することによる排出権市場への悪影響が懸念される。</p>
<p>35 2. 今後の追加対策の論点  (1) 自主行動計画フォローアップ合同会議とりまとめで示された対策  ② その他の課題  CO2排出量の削減を一層意識した取組の推進</p>	<p>エネルギー供給事業者は、需要に応じて供給する義務があるため、CO2排出総量の削減を目標とすることにはなじまないのではないか。</p>
<p>36 2. 今後の追加対策の論点  (1) 自主行動計画フォローアップ合同会議とりまとめで示された対策  ② その他の課題  CO2排出量の削減を一層意識した取組の推進</p>	<p>「原単位のみを目標指標としている業種は、CO2 排出量についても併せて目標指標とすることを検討すべき。」とあるが、CO2排出量は各業種の努力以外の様々な外的要因により増減するものであり、目標指標とするかどうかは、あくまでも各業種の自主性に委ねるべき。</p>
<p>37 2. 今後の追加対策の論点  (1) 自主行動計画フォローアップ合同会議とりまとめで示された対策  ② その他の課題  CO2排出量の削減を一層意識した取組の推進</p>	<p>各業界がCO2排出量目標を設定することにより、自主行動計画の透明性が上がる。その際、計算方法が不透明な原単位指を目標指標としている業種については、指標の見直しを促すべき。</p>
<p>38 2. 今後の追加対策の論点  (1) 自主行動計画フォローアップ合同会議とりまとめで示された対策  ② その他の課題  業務部門、家庭部門及び運輸部門における取組の強化</p>	<p>「経団連加盟業種・会員企業の本社ビル等オフィスの削減目標設定、その社員宅における環境家計簿の利用拡大等の取組を促すべき」とあるが、これらの対策の実施主体は、経団連加盟業種・会員企業に限らず、全世界を対象にすべき。また、政府が率先して実施すべき。</p>
<p>39 2. 今後の追加対策の論点  (1) 自主行動計画フォローアップ合同会議とりまとめで示された対策  ② その他の課題  業務部門、家庭部門及び運輸部門における取組の強化</p>	<p>環境家計簿は各家庭の意識を喚起する手段にすぎない。実際の削減対策についても検討する必要がある。</p>
<p>40 2. 今後の追加対策の論点  (1) 自主行動計画フォローアップ合同会議とりまとめで示された対策  ② その他の課題  業務部門、家庭部門及び運輸部門における取組の強化</p>	<p>自主行動計画策定業種における「業務部門、家庭部門及び運輸部門における取組」の良い取組事例に関する情報の横断的展開が必要である。</p>
<p>41 2. 今後の追加対策の論点  (1) 自主行動計画フォローアップ合同会議とりまとめで示された対策  ② その他の課題  国内外への情報発信</p>	<p>情報発信の際には、わかりやすく整理してからにすべき。</p>
<p>42 2. 今後の追加対策の論点  (1) 自主行動計画フォローアップ合同会議とりまとめで示された対策  ② その他の課題  国内外への情報発信</p>	<p>日本の産業のエネルギー効率は他の先進諸外国に比較しても高い。我が国の省エネへの取組について世界に発信するとともに、業種別に目標エネルギー効率の達成を目指す「セクター・アプローチ」を戦略にして国際貢献を進めるべきである。</p>
<p>43 2. 今後の追加対策の論点  (1) 自主行動計画フォローアップ合同会議とりまとめで示された対策  ② その他の課題  国内外への情報発信</p>	<p>参考資料2のエネルギー効率の国際比較の資料は、GDPあたりの指標を単純に比較したミスリーディングな資料である。日本のエネルギー原単位やCO2原単位が「見かけ上」小さいのは、家庭部門の貧弱なエネルギー消費構造と相対的に小さい運輸部門に「薄められた」結果であり、海外に向けて誇れるものではないと認識すべき。</p>

該当箇所	意見の概要
44 2. 今後の追加対策の論点 (1) 自主行動計画フォローアップ合同会議とりまとめで示された対策	全業種で排出総量と原単位の両方の削減目標を設定するべきである。業界と政府の自主協定等により、目標達成を公約し、未達成の場合の担保措置や責任の所在を明確にするべき。また、根拠となるデータの迅速かつ十分な開示と第三者による評価が必要。
45 2. 今後の追加対策の論点 (2) 産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見	‘(2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見’で示された意見について、行政として全て今後の対策として検討を進めるのか、扱いを明確にすべき。
46 2. 今後の追加対策の論点 (2) 産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ① 民生(業務・家庭)部門関連 (イ) 住宅・業務用ビルの省エネ化	住宅・建築物の省エネ化を促進すべき。現在省エネ法で省エネ措置の届出が義務化されていない2,000㎡未満、既築のものについても規制等の対策を実施すべき。
47 2. 今後の追加対策の論点 (2) 産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ① 民生(業務・家庭)部門関連 (イ) 住宅・業務用ビルの省エネ化	住宅・建築物の新築、賃貸の際に、最新の省エネ基準を満たしたものであることや再生可能エネルギー導入を義務づけるような法律をつくるべき。
48 2. 今後の追加対策の論点 (2) 産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ① 民生(業務・家庭)部門関連 (イ) 住宅・業務用ビルの省エネ化	2000平米未満の住宅・建築物を規制対象化する場合、PAL/CECによる計算は煩雑であるため、簡易法(ポイント法)が適用できるようにすべき。また、空調設備について、2000平米未満規模の多くの建物で設置されている空冷方式のエアコンについてはトップランナー基準の対象であり、届出の対象とすべきでない。規制の運用にあたってはグリーン調達で認定している機器の採用で届出を免除できるなど、より簡便な内容とされるよう検討いただきたい。
49 2. 今後の追加対策の論点 (2) 産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ① 民生(業務・家庭)部門関連 (イ) 住宅・業務用ビルの省エネ化	住宅設備について、省エネ基準の引き上げを検討する際には、外気温や稼動状況等により効率が大きく異なることを勘案し、実際の運用状況や実使用効率を適切に反映したものにすべき。
50 2. 今後の追加対策の論点 (2) 産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ① 民生(業務・家庭)部門関連 (イ) 住宅・業務用ビルの省エネ化	省エネ住宅・建築物支援の具体策として、省エネに寄与する追加設備部分に対する無担保・低利融資制度の創設およびそれに係る信用保証制度といったインセンティブ設計を検討していただきたい。
51 2. 今後の追加対策の論点 (2) 産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ① 民生(業務・家庭)部門関連 (イ) 住宅・業務用ビルの省エネ化	家庭における太陽光発電や太陽熱温水の導入促進のための補助金制度の復活、拡充制度の検討
52 2. 今後の追加対策の論点 (2) 産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ① 民生(業務・家庭)部門関連 (イ) 住宅・業務用ビルの省エネ化	住宅・業務用ビルの省エネ化において、使用時の省エネだけでなく、建設時においても環境に配慮した原材料を使用する方針を取り入れてはどうか。
53 2. 今後の追加対策の論点 (2) 産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ① 民生(業務・家庭)部門関連 (イ) 住宅・業務用ビルの省エネ化	オール電化は、パンフレットでは環境に優しい旨宣伝されているが、結果として増エネになっているとの指摘がある。
54 2. 今後の追加対策の論点 (2) 産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ① 民生(業務・家庭)部門関連 (ロ) 業務用ビルのエネルギー管理の促進	第一種指定事業者制度を廃止、第一種特定事業者に統合し、ビル管理技術者の技術レベルを上げるにより取組が推進されるのではないかと。

	該当箇所	意見の概要
55	<p>2. 今後の追加対策の論点  (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見  ①民生(業務・家庭)部門関連  (ロ)業務用ビルのエネルギー管理の促進</p>	<p>公共施設の管理を民間会社に委託する場合における契約方式について、①複数年度での契約ができるようにすることで継続的な省エネの取組を促す、②契約先選定の入札審査を価格だけで行わず管理会社の省エネ技術レベル(有資格者、実績等)を加味した審査方式に改める、③契約条項に省エネインセンティブ条項を加える、との改正をすることにより、公共施設における取組が大きく進むのではないかと。</p>
56	<p>2. 今後の追加対策の論点  (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見  ①民生(業務・家庭)部門関連  (ロ)業務用ビルのエネルギー管理の促進</p>	<p>中小事業所については環境マネジメントシステムを導入すべきである。</p>
57	<p>2. 今後の追加対策の論点  (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見  ①民生(業務・家庭)部門関連  (ハ)機器のエネルギー効率改善</p>	<p>省エネ効果が高い機器への買い替えを促進するため、税制優遇の仕組みをつくるべき。</p>
58	<p>2. 今後の追加対策の論点  (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見  ①民生(業務・家庭)部門関連  (ハ)機器のエネルギー効率改善</p>	<p>機器の省エネ性能の表示により、家庭における省エネ機器の普及を促進すべき。</p>
59	<p>2. 今後の追加対策の論点  (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見  ①民生(業務・家庭)部門関連  (ハ)機器のエネルギー効率改善</p>	<p>省エネ機器の普及やモーダルシフトの推進については、機器やサービスの提供側のみならず、消費者・利用者の意識を改革して推進する必要がある。</p>
60	<p>2. 今後の追加対策の論点  (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見  ①民生(業務・家庭)部門関連  (ニ)国民に対する普及啓発</p>	<p>効果が可視化されると取組のインセンティブになるので、各対策による削減効果が適切に評価される仕組み・評価方法を構築していただきたい。</p>
61	<p>2. 今後の追加対策の論点  (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見  ①民生(業務・家庭)部門関連  (ニ)国民に対する普及啓発</p>	<p>普及啓発にあたっては、各種メディアのさらなる有効な活用方法を検討すべきである。</p>
62	<p>2. 今後の追加対策の論点  (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見  ①民生(業務・家庭)部門関連  (ニ)国民に対する普及啓発</p>	<p>民生部門の取組としては住宅・業務用ビルの省エネ化、機器のエネルギー効率改善が重要であり、「国民運動」のようにあいまいなものを定量化したり、家庭ごとに目標量を設定させて我慢を強いるべきでない。</p>
63	<p>2. 今後の追加対策の論点  (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見  ①民生(業務・家庭)部門関連  (ニ)国民に対する普及啓発</p>	<p>「環境家計簿」等の対策については、進捗を確認するため普及率を調べるべき。</p>
64	<p>2. 今後の追加対策の論点  (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見  ①民生(業務・家庭)部門関連  (ニ)国民に対する普及啓発</p>	<p>「国民運動」の定義は、民生・家庭部門の普及啓発に重点を置くのではなく、行政、事業者、消費者の連携により行う取組みの促進であることを明記すべき。</p>
65	<p>2. 今後の追加対策の論点  (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見  ①民生(業務・家庭)部門関連  (ホ)その他</p>	<p>公的機関における排出削減については、需要側対策の規範となるような省エネ対策の実施を期待する。</p>
66	<p>2. 今後の追加対策の論点  (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見  ①民生(業務・家庭)部門関連</p>	<p>民生部門において提起されている意見・アイデアを具体化するために、政府が関係各者を含めて検討を行う「場」を恒常的に開設されることを期待する。その中で、各テーマ毎に従来施策の評価や改廃も含め、新たなアイデアの具体化に向けて、きめ細かな議論を実施すべき。</p>

	該当箇所	意見の概要
67	2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ②運輸部門関連	道路建設をはじめ交通政策についても戦略的環境アセスメントの対象とし、複数の代替案の中から環境負荷・CO2排出量の小さいものを選択する仕組みにするべきである。
68	2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ②運輸部門関連 (イ)自動車の燃費向上	トップランナー基準の早期達成に報酬を付ける等して、企業の燃費改善への取組を促進すべき。
69	2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ②運輸部門関連 (イ)自動車の燃費向上	天然ガス自動車(CNG車)の導入を促進するため、技術開発や優遇税制、導入補助事業の他、充填インフラ整備の促進やCNG車ユーザーに対する高速道路料金の優遇措置等を実施すべき。
70	2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ②運輸部門関連 (ロ)交通流対策(道路整備、公共交通機関の利用促進等を含む)の推進	公共交通機関の利用推進を自治体と共同して進めるとともに、自転車の利用を推進すべき。
71	2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ②運輸部門関連 (ロ)交通流対策(道路整備、公共交通機関の利用促進等を含む)の推進	排出量の多い航空機から船舶へのモーダルシフトを進めるべき。
72	2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ②運輸部門関連 (ロ)交通流対策(道路整備、公共交通機関の利用促進等を含む)の推進	個々の対策を講じるのみならず、交通需要管理対策を進めるべき。
73	2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ②運輸部門関連 (ロ)交通量対策	「環状道路の早期整備、高速道路の利用促進」は自動車利用の促進およびCO2排出増加につながるもので削除すべき。
74	2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ②運輸部門関連 (ハ)物流対策の推進	運輸業では中小企業が占める比率が高く、運輸業者の主導による排出削減は実効的でない。荷主主導で物流対策が進むような仕組みが重要。
75	2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ②運輸部門関連 (ハ)物流対策の推進	物流対策による排出削減効果の正確な定量的測定の実施にあたっては、関係事業者に過度の負担がかからないものとすべき。
76	2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ②運輸部門関連 (ニ)バイオマス燃料の導入促進	バイオ燃料の導入にあたっては、LCAの観点から実質的にCO2が削減されるようなものを導入して欲しい。生産にあたっては環境影響評価を実施するようにして欲しい。
77	2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ②運輸部門関連 (ニ)バイオマス燃料の導入促進	まず国産エネルギーとして位置付け、国産バイオマスを供給できるような仕組みを作るべきである。その際には、放置されている日本の森林、廃木材、建築廃材、を始めとして、減反政策で使われていない休耕地、遊休地などを使い、燃料作物を植える。ただしこれは、環境・社会影響評価、社会的合意、生態系保全、環境管理をきちんと行い、食糧生産と競合しないことが前提。
78	2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ②運輸部門関連 (ホ)エコドライブの推進	アイドリングストップ装置の搭載を義務づけるべき。
79	2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ②運輸部門関連	低燃費車、バイオマス燃料導入と並列して、「充電式電気自動車開発と普及拡大」についても盛り込むべき。

	該当箇所	意見の概要
80	2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ②運輸部門関連	自動車や航空機等の輸送機関について、輸送量や燃料消費量に比例した従量課税を行うべき。
81	2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ②運輸部門関連	アイドリングストップのように効果の小さい対策よりも、燃費の良い小型車の普及や、鉄道利用促進等効果の大きい対策を重点化すべき。
82	2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ②運輸部門関連	目達計画に示された運輸部門の対策は断片的である。道路総延長の伸張、都市の無計画なスプロール化等を踏まえた対策を講じるべき。
83	2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ③産業・エネルギー転換部門関連 (イ)産業部門における省エネ促進	中小企業が実施した排出削減量の活用については、規制的措施(排出量取引制度導入、大企業に対する買取義務化等)ではなく、あくまでも自主的な取り組みとして検討すべき。
84	2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ③産業・エネルギー転換部門関連 (ロ)電力分野における取組	発電所についても戦略的環境アセスメントの対象とし、政策や計画については、火力発電所に関し、複数の代替案の中から環境負荷・CO2排出量の小さいものを選択する仕組みにするべきである。
85	2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ③産業・エネルギー転換部門関連 (ロ)電力分野における取組	原子力発電は、今後とも我が国の地球温暖化対策の中心的な役割を果たすと理解している。使用済燃料の再処理等の安全確保と信頼回復に全力で取り組むことを前提に、諸外国で既に積極的に取り入れられている状態監視保全、オンラインメンテナンス等の導入により、設備利用率の向上を目指すべき。
86	2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ③産業・エネルギー転換部門関連 (ロ)電力分野における取組	原子力発電は、放射性廃棄物処分の方法が確立していないため、推進すべきでない。
87	2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ③産業・エネルギー転換部門関連 (ロ)電力分野における取組	大きな環境負荷を生じる原子力を温暖化対策として推進することをやめるべき。
88	2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ③産業・エネルギー転換部門関連 (ハ)産業・エネルギー転換部門全体に係る取組	炭素税の導入等により、CO2発生量の多いエネルギー源から少ないエネルギー源へのシフトが図られるようにしてほしい。
89	2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ③産業・エネルギー転換部門関連 (ハ)産業・エネルギー転換部門全体に係る取組	石炭課税の強化や、石炭火力発電所の新設の規制、自然再生エネルギー、天然ガス発電への転換を積極的に進めるべき。
90	2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ③産業・エネルギー転換部門関連 (ハ)産業・エネルギー転換部門全体に係る取組	石炭利用の抑制ではなく、削減として議論すべき。
91	2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ③産業・エネルギー転換部門関連 (ハ)産業・エネルギー転換部門全体に係る取組	「石炭利用の抑制」とあるが、石炭は日本のエネルギーとして重要なエネルギー源であり、2007年3月に改訂されたエネルギー基本計画においても、エネルギー安定供給の観点から「今後とも不可欠なエネルギー」、また電力供給において「安定的に電気を供給する電源として重要」と位置付けられている。むしろ、石炭の高効率利用に関する技術開発を推進すべき。
92	2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ③産業・エネルギー転換部門関連 (ハ)産業・エネルギー転換部門全体に係る取組	混合セメントは通常セメントに比べて焼成工程からの排出量が少なく、大きな削減効果が期待されるが、近年生産に占める比率が低下傾向にある。国・地方の公共工事において仕様書等で混合セメントの使用を指定し、民間工事においては利用が促進されるよう補助金等の支援措置を実施するほか、積極的なPRを行うべき。

該当箇所	意見の概要
93 2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ③産業・エネルギー転換部門関連 (ハ)産業・エネルギー転換部門全体に係る取組	産業界に関しては、自主行動の路線を引き続きとっていくことしか対策がない。産業界部門は大規模排出部門であり、ここへのドラスティックな対策がとられなければ、日本の排出量は減らせない。特に「施策の強化」だけでは不十分であることは明らか。
94 2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ③産業・エネルギー転換部門関連	鉄を生成する過程で発生するスラグをセメント原料に使用すれば大きなCO2削減効果が得られるが、利用はあまり伸びていない。高炉セメント使用拡大の策として、スラグをセメント原料として購入するユーザーや、あるいは高炉セメントの直接的利用者等に対して、補助金や税制等の形で支援する制度を講じるべき
95 2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ③産業・エネルギー転換部門関連 (ニ)新エネルギーに係る取組	新エネルギーの利用を一層促進すべき。技術開発支援を行うとともに、固定価格買い取り制度やユーザー向け補助金等の支援措置の拡充、グリーン電力証書や民間基金活用による導入を政府が積極的に支援する等の様々な普及促進の方策について、積極的な検討を進めるべき。
96 2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ③産業・エネルギー転換部門関連 (ニ)新エネルギーに係る取組	欧州では自然エネルギー比率(%)が2桁で推移しているのに対し、日本のRPS法における導入目標は1.6%となっており、極めて低い。
97 2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ③産業・エネルギー転換部門関連 (ニ)新エネルギーに係る取組	再生可能エネルギーの推進をまずは前提として、費用や安定供給に係る課題の解決を検討する方向で議論を進めるべき。
98 2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ③産業・エネルギー転換部門関連 (ニ)新エネルギーに係る取組	当面はRPS法の目標の大幅引き上げを行うべき。
99 2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ③産業・エネルギー転換部門関連 (ニ)新エネルギーに係る取組	昨年、国際的な定義との整合性を考慮し「新エネルギー」の概念の見直しが行われたが、同時に再生可能エネルギーの普及、エネルギー効率の飛躍的向上、エネルギー源の多様化に資する新規技術が「革新的なエネルギー高度利用技術」として新しく定義され、今後政策資源の重点的投入を図るとされた。この革新的なエネルギー高度利用技術の活用についても検討すべきである。
100 2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ④代替フロン等3ガス関連	ノンフロン化・低GWP化については冷媒の直接影響と機器の使用エネルギーによる間接効果を合わせた形での議論が必要。また、ノンフロン冷媒には毒性や可燃性を持つものが多いため、日常の想定外の取扱ミスや災害時等の消費者の安全性を考慮した上で議論をする必要がある。
101 2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ④代替フロン等3ガス関連	目達計画における代替フロン等3ガスの目標排出量は、現状実績の約3倍とかなり緩いものとなっていることを指摘したい。
102 2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ④代替フロン等3ガス関連	断熱材等における代替フロンの使用を規制すべき。
103 2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ④代替フロン等3ガス関連	現場設置型機器の使用時の漏洩量について、改正フロン回収破壊法に修理サービス時の回収及び報告が義務つけられたことにより、今後、その結果を詳細分析することにより実態の把握をしていく必要があるが、現状では実態を把握できていないため、目標の設定は時期尚早。
104 2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ⑤分野横断的事項	コンビニ及び自販機は24時間営業を自粛すべき。
105 2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ⑤分野横断的事項	「石油危機時の対策等を参考にした国民生活に対する規制的措施等の導入」とあるが、生活の質を落とすような規制は導入すべきでない。
106 2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ⑤分野横断的事項	都市全体を見通した住宅・建築物、運輸部門対策が重要であり、実施に時間がかかり影響も長期にわたることから、早期に計画化し、実行できるよう、自治体の権限を強化すべき。

該当箇所	意見の概要
107 2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ⑤分野横断的事項	今後、都市のコンパクト化等の経済社会変化が見込まれるなか、大規模再開発等のタイミングを捉え、街区や地域レベルでエネルギー供給インフラを整備し、エネルギーの面的な利用を通じて地域全体でのCO2排出量を低減するとともに、エネルギーの供給信頼性を高めていくことは極めて重要。国及び地方自治体の積極的な取組を期待している。
108 2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ⑤分野横断的事項	エネルギーの地産地消は、流通・配送段階での無駄なエネルギー消費をせすにすむので促進すべき。
109 2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ⑤分野横断的事項	企業の排出削減は自主規制にまかせるのではなく、法律で規制すべき。キャップアンドトレード型の排出量取引制度の導入に向けて、詳細な検討を進めるべき。
110 2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ⑤分野横断的事項	環境税を導入すべき。効果を上げるためには、税率を十分に高く設定する必要がある。
111 2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ⑤分野横断的事項	グリーン税制を一層強化すべき。
112 2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ⑤分野横断的事項	京都議定書の現行枠組みの下での国内排出量取引制度・環境税導入は、公平な負担の割当が困難であること、また、経済活動やエネルギーの安定供給に重大な影響を及ぼす可能性があることから反対である。
113 2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ⑤分野横断的事項	経済活動を抑制しないような対策を検討すべき。
114 2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ⑤分野横断的事項	ITの普及によるエネルギー使用抑制の可能性は大きい。IT導入のための社会基盤整備と利用推進策を政策の重点項目として展開することが必要である。
115 2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ⑤分野横断的事項	消費者が電力消費を減らし、それをCO2削減効果に換算する場合には、電力のCO2排出係数は全電源平均係数でなく火力平均係数を用いるのが妥当である。需要量の変化により発電量が変動するのは火力発電であり、原子力・水力発電部分は一定であるためである。
116 2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ⑤分野横断的事項	森林シンクに係る対策についても検討、促進すべき。
117 2. 今後の追加対策の論点 (2)産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見 ⑤分野横断的事項	京都メカニズムの活用を進めるため、再生可能エネルギーや省エネ・熱効率改善等の事業をCDMとして認めるようCDM理事会に働きかけを行うとともに、ポスト京都を視野に入れた戦略を練るべき。
118 京都議定書目標達成計画の個別対策・施策の進捗状況 1-11: 法律に基づく冷媒として機器に充てんされたHFCの回収等	以下の2点において誤解を生むような表現があるため、わかりやすく訂正されたい。 ①法律に基づく冷媒の回収の対象は、カーエアコン及び業務用冷凍空調機器のみならず、家電リサイクル法による家庭用エアコン及び冷蔵庫も含まれるため、削減実績にそれらを追加すべき。 ②表中における業務用冷凍空調機器の削減実績と、2010年の削減量の単位が異なっているがそろえるべき。
119 京都議定書目標達成計画の個別対策・施策の進捗状況 2-1: 公共交通機関の利用促進 3. 排出削減見込量の根拠等	通手段に係る対策としてマイカーと公共交通機関のみが挙げられているが、バイクや自転車についても促進する施策を実施すべき。
120 京都議定書目標達成計画の個別対策・施策の進捗状況 2-26: 省エネ機器の買い替え促進	CO2排出削減量の増減評価に用いる排出係数は、火力発電原単位ではなく、全電源平均排出原単位を使用することが合理的である。
121 京都議定書目標達成計画の個別対策・施策の進捗状況 2-31: 高効率照明の普及(LED照明)	街灯のセンサーライトやLEDへの入れ替えが進むような施策を実施すべき。
122 京都議定書目標達成計画の個別対策・施策の進捗状況 2-33: 混合セメントの利用拡大	混合セメント生産等における副産物の利用はCO2削減効果が大きいが、通常の材料を用いた場合よりコストが増加するため、政府が補助金を付けて普及を促進すべき。